

〔研究ノート〕

応仁・文明の乱期の大沢久守と山科七郷の動向

泉田崇之

はじめに

応仁の乱研究をめぐっては、これまで将軍家の継嗣問題、大名家の内紛といった権力抗争の面から論じられてきた。事実、応仁の乱を受けて将軍家が統制力を失ったように地域においても守護の自立、あるいは地方の守護にとつてはより下部の層に権力構造が移り変わる契機となつたと指摘されてきた。しかし、応仁の乱をめぐり、武家側のみから論じることについて異議が示されるようになっていく。何故なら、応仁の乱はこうした武家以外の様々な社会階層が関与していたためである。こうした多様な階層が応仁の乱に関わったかという点について実証的に論じた研究が次第になされるようになっていった。¹⁾

本稿における中心の問題である山科七郷をめぐっては、主として山科家の家礼であり山科七郷の中心的な人物であった大沢久守が書き残したと言われる『山科家礼記』（以下「家礼記」と略す）を基に、飯倉晴武氏、永原慶二氏、酒井紀美氏、菅原正子氏などの優れた研究を挙げる事ができる。²⁾ 飯倉晴武氏は「山科七郷が応仁の乱を通じて戦った経験は山科七郷を一つの惣郷へとまとめていった」と述べている。永原慶二氏は「山科郷民の参戦はあくまで受け身的であったが、その間に示された郷民の行動はごく一部の例外的場合を除いてほとんど一貫してみごとな結集力と一定の主体性を示した」と結論を導いている。酒井紀美氏は「応仁の乱において山科七郷の郷民は寄り合い一揆を行うことで、西軍に対して路地を塞ぎ、通路を支え、乱入してくる軍勢に備えて山科七郷の警固を行うことを決定し、また東軍に対しては『長陣迷惑』や自分たち（七郷郷民）を大乱に参加させるのなら『兵糧料』として他の所領の『半済』を認めるよう主張した。従つてこの寄り合いによつて、七郷の郷民が惣郷を

自らの手で掌握していつている姿が確認できる」という結論を出している。これに対し、菅原正子氏は「山科家の家礼であった大沢久守は、応仁の乱期において細川勝元の指揮下に属し、山科七郷での在地武士的性情と山科七郷における統率力を発揮した」とやや違う結論を展開している。

菅原氏は山科七郷の研究に際し、応仁の乱期における大沢久守の存在に注目し、久守が在地武士的性情によつて山科七郷における統率力を發揮したと述べている。だが、主な史料が応仁二（一四六八）年の動きが中心のため大乱全体を通観して検討しているというにはいまだ不十分である。しかし一方で細川勝元と交渉し、大乱において七郷の郷民を指揮したと考えられる大沢久守の存在はあまり注目されていない。これは今までの飯倉氏や永原氏、酒井氏の論考の主眼は応仁の乱の中で懸命に生きる山科七郷の郷民の動向に置かれていたからである。従つて今までの応仁の乱期の研究において、「家礼記」という史料は大乱期における山科郷民の動きを中心に検討されている。しかし、その史料の用いかたも応仁二年の記載が中心で、大乱期全体を通してとは言えない。

この理由は、大乱期における「家礼記」の記録に欠落部分があり、彼らの動向が掴みやすい時期が応仁二年の記載によるものだからである。そのため本稿の目的は「家礼記」を細部まで検討し、またその他の史料を検討することで、山科家の家礼、大沢久守の政治的動向を追うことである。

まず、第一に応仁の乱期において京都近郊の在地勢力（大沢久守と山科郷民）は何時ごろ細川勝元と関係を結んだのかについて検討する。

第二に応仁二年以降、東軍に加わつた大沢久守や山科郷民が東軍の中でどのような役割を果し、戦つたのかについて検討する。

第三に応仁二年以降の山科七郷の様子から大沢久守にとつて、また山科七郷にとつて応仁の乱はいつ終了したと言えるのかを検討する。

以上を検討するのは、今までの大乱期の山科研究は郷民の動きの主体性のみ注目され、京都近郊の在地勢力に対しては注目されていないからである。よつて京都近郊の在地勢力と守護大名の接触時期や大乱期の京都近郊の在地勢力の役割、そして大沢久守等にとつての大乱の終了時

などに注目することで、大乱期の在地勢力の存在意義を示すことができると言える。

よって今回大乱期の山科家礼記を通観することで、京都近郊における応仁の乱の研究や応仁の乱期の山科七郷の研究の一端に貢献できると考える。

一、大乱期、直前の守護大名と在地勢力

応仁の乱は初めこそ洛中で戦いが行われていたが、応仁元年（応仁二（一四六七）一四六八）年へと年を経るにつれて洛中から洛外へと戦場を徐々に移し、そして膠着状態へと傾いていった。この膠着状態の大きな要因は連日に及ぶ合戦によって両軍が疲弊してしまったためではないかと言われている。また、西軍が京都近郊の在地領主や足軽による波状攻撃にあり、細川家が率いる守護勢力だけでなく、京都近郊の在地勢力との対応にも忙殺されてしまったためではないとも言われている。この京都近郊からの波状攻撃の一例としては応仁二（一四六八）年三月ごろに骨皮道賢と呼ばれた足軽が細川勝元の命によって京都市街の南東、稲荷口や東寺口の界限を脅かし、西軍の京都の兵站地である下京一帯を荒らしまわり、西軍を攻撃していることが挙げられる。

これにより戦乱は洛中から洛外へとその環を広げていった。山科家の家礼である大沢久守が応仁の乱に関わっていく時期はこのような状況であった。では京都近郊の在地勢力や足軽と呼ばれた者たちは何時ごろ東軍の主将である細川勝元と関係を結んだのであろうか。この間の消息についてまだ具体的に論じられていない。

本節は京都近郊である山科七郷の中心人物である大沢久守の動きや山科七郷がどのようにに応仁・文明の乱に巻き込まれ、東軍へと加担していたのかを追うことにしたい。ただ残念ながら応仁元年時における大沢久守についての記録は「家礼記」及びその他の史料に残っていない。そのため応仁二年からの彼らの動向を追うこととする。

初めに、当時の山科家や大沢氏、山科七郷や大沢久守が山科七郷の郷民を率いることができた理由について説明することにした。

山科家は後白河院にとり立てられた四条流藤原氏の羽林家で、その名字は所領であった山科郷が由来である。ただ山科家は山科郷全てを知行しているのではなく、山科東庄（大宅郷）と呼ばれた部分を基礎として散在的な田畑を所有しているだけである。また南北朝時代から山科家は内蔵頭と御厨子所別当を世襲し、内廷財産の管理、天皇の食事・装束の調進を職務としていた。応仁の乱時の山科家の当主は山科言国といい、大乱当初の年は一五歳であった。言国は幼少時に父や親族を次々と先に亡くすという危うい状況の中で家門を継承している。そのような時に山科家を支えたのは山科家の家礼であり、山科東庄の代官である大沢久守であった。

大沢氏は魚名流藤原氏の流れを汲んだ鎌倉時代からの山科家代々の家礼であり、室町時代には山科家領東庄の奉行・代官を務めた一族である。その中で久守は応仁元年に従五位下長門守に叙され、「世務」と呼ばれた山科家の筆頭家礼であり、東庄の代官を務めながら、山科家の家政全般を統括し、幼い言国を擁して山科家の存続に尽力している。加えて大沢久守は日記、「家礼記」の大部分の筆者である。また応仁の乱の際には山科家に代わって山科七郷の郷民を率いて東軍方に属し、幕府（東軍）奉行人の命令に従いながら東軍の部隊として活動した。そして彼らの働きは東軍が京都で戦線を持ちこたえるのに大きな役割を果たしたと言われている。

山科七郷は中世の山科盆地で東庄（大宅郷）のような単位村落が結集することで確立した惣郷のことである。応仁二年六月一五日の「家礼記」によれば、山科家が大宅里や南木辻や四ノ宮河原田地の散在地などを領有し、また野村郷や西山郷は三寶院、北花山や下花山は青蓮院など、それぞれ別の領主が存在していたことがわかっている。

【史料一】

山科七郷事

- 一郷 野村 領主三寶院
- 一郷 大宅里 山科家知行 南木辻
- 一郷 西山 三寶院 大塚 聖護院
- 一郷 北花山 下花山 青蓮院 上花山 下司ヒルタ

- 一郷 御陵 陰陽頭在盛 厨子奥 花頂護法院
- 一郷 安祥寺 勸修寺門跡 上野 上野門跡 四宮河原 北山竹内門跡
- 一郷 音羽 小山 竹鼻 清閑寺

已上七郷

勸修寺 三井寺 三寶院 粟田口 小松谷
 合力在所事
 此外東山邊可然在所可被成御奉書候、

〔山科家礼記〕応仁二年六月十五日条

では、なぜ山科家の家礼であり山科七郷の一代官に過ぎなかった大沢久守が山科七郷の郷民を率いることができたのか。この理由として志賀節子氏は、山科家が山科全域に権益を有するのは山科郷民たちが禁裏警固番衆を勤め、山科家が天皇家との関係に支えられて、山科七郷の成敗権を有したためであると述べており、これにより大沢久守が山科家の代官として、山科家の替わりに山科七郷に対して支配関係を確立してきたのではないかと考えられている。だが、菅原正子氏は山科七郷の郷民と直接に接触・交渉したのは大沢氏であり、大沢氏の当主である久守が大宅郷の有力農民層の烏帽子親と烏帽子子の関係を結んだことで大沢氏と彼らとの間には強固な主従関係が築かれたと述べている。大沢久守が応仁の乱の中、山科七郷の郷民を率いることができたのはこれらの要因があったためであると考えられる。

それでは、東軍と大沢久守はいつ頃関わりを持ち始めたのか。「家礼記」によれば事態が動いたのは応仁二年一月二三日のことである。この日、東軍の細川勝元は山城国山科大宅里に対して乱暴狼藉を禁止する制札を発行していることがわかる。同日には

【史料一】

東庄制札申出、春藏主申沙汰也、

禁制 山城国山科大宅里

右軍勢甲乙人等亂入狼藉事、堅令停止候訖、若於當手輩有違亂之族者、可處罪科者也、仍下知如件、

應仁貳年正月廿三日 右京大夫源朝臣在判

と記され、細川勝元が大沢久守の元に使者である春藏主を遣わし、山科

東庄に対して東軍の乱入狼藉を停止する制札を発給している。これにより、山科大宅里では東軍の軍勢の狼藉、略奪などが停止されたことがわかる。

ここで「家礼記」の記載を子細に検討すればわかるのだが、制札が発行される以前の「家礼記」の記載は東西の軍の様子が記されているだけで、西軍の武将に対しても「敵」という字が記されていない。

【史料二】

一、過夜山名内備後衆六十人計、彈正ヘカウサン候也、

〔山科家礼記〕応仁二年正月一日条

【史料三】

一、過夜山名内備後衆六十人計、彈正ヘカウサン候也、

〔山科家礼記〕応仁二年正月十一日条

だが、制札が発行された以降では西軍の武将に対しては「御敵」という字が記されている。

【史料四】

一、御敵大内勢此方ヘ野伏カケ候也、

〔山科家礼記〕応仁二年三月晦日条

【史料五】

一、御敵山名所西樓上候、然間右京大夫殿内薬師寺与一矢藏ヨリ石ツフテニテウツ事無是非、二重目マテ上候、今日先此分也、

〔山科家礼記〕応仁二年四月一日条

従ってこの間の交渉を境に大沢久守は細川勝元が率いる東軍の勢力に傾いていったのではないかと推測できる。また制札発給以降、東軍から山科家雑掌宛てに二通、山科七郷住民宛てに一通、山科沙汰人宛てに二通と合せて五通の幕府奉行人奉書が山科七郷に届けられている。この五通の奉書の内容は、二月二日に東山通路の警護という内容で、山科家雑掌と山科住民宛てに一通ずつ、四月一〇日や五月二〇日には敵通路の封鎖と、宇治通路の封鎖という内容で山科沙汰人宛てに一通ずつ届いている。また五月二八日には再び通路封鎖という内容で山科家雑掌宛てに一通届いている。しかし「家礼記」に大沢久守や山科郷民たちがその命令を実行したという事は記されていない。よってこの時点ではまだ大

沢久守が東軍の部隊として大乱に参加していないのではないかと云える。

東軍は要請に応じない大沢久守に対して、【史料一】で山科七郷の他に東山の在所である勧修寺、三井寺、三寶院、粟田口、小松谷にも奉書を送ったことを知らせ、そして、その後の六月二六日の史料で久守に「近日合戦がある場合、大沢久守は山科郷民を率いて『東軍に対して忠義をつくせ』という命令を下せ」と出撃命令を出している。

【史料五】

近日可有合戦之上者、馳催山科七郷々民、於相談青蓮院門跡廳法印桓幸、令出張河原可致忠節之旨可被下知之、若又有延引者、雖何時可爲同前、於難澁之族者、不謂寺社本所領可宛行忠功仁之由被仰出候也、仍執達如件、

應仁二

六月廿六日

貞基
忠郷

山科家雜章

この【史料五】により、大沢久守や山科七郷はもはや戦に加わらなければならぬ立場へと追い込まれてしまったと言えるが、それでも「家礼記」には東軍の要請に依えている記事は記されていないが、それでも「家礼記」には東軍の要請に依っていない大沢久守や山科七郷は「家礼記」の

だが、その後出撃要請に応じない大沢久守や山科七郷は「家礼記」の七月一三日に東軍から西軍への裏切りを疑われるようになってしまう。それは次の【史料六】からその様子を窺うことができる。

【史料六】

一、長門守殿・美作左衛門・予・橋兵衛・中間共東庄下、其子細者、今日御敵勢國下之由、此方足輕衆聞付ヲツカイ、既敵取合處、足輕無人之間、合力御勢可給之旨注進在之、然間當國守護山名彈正忠殿ヨリ御使池田方也、足輕如此注進之間、御勢可被遣、然者長門守折番一通、御方御勢之由調可進之由候間、可進之由申也、仍以俊藏主右京大夫殿へ此等之子細申處、折番計ニテハ難奉行、長門守可張下之由御使給候、イナツネ、長□□申也、然池田重而出來申様、御敵山科郷中引入間不及力、足輕共取キ

候間、合力マテモアルマシキ由申間、不及御勢遣、早速此子細可相尋旨之間罷下候也、仍東庄下、先郷民相尋處雜説也、其故者「御内方足輕衆敵取合事無之、郷中へ引入事旁雜説之由也、

【史料六】では、山名是豊の使者の池田が、「自軍の足輕衆が西軍方が山城国へ下ることを聞き知り、そのため既に敵と合戦に及んだが、自軍の足輕衆だけでは人数が足りないので援兵を願いたい」と細川勝元に援軍の要請を出している。これに対し、勝元は「敵の足輕が多いならば、援軍を出す」と伝え、大沢久守も山科へ「東軍の軍勢が援軍を用意するなら、山科勢も軍勢を派遣せよ」という手紙を書き送ったと勝元へ申し込んでいる。だがこれに対し、勝元は久守に、「手紙だけでは事が上手く運んでいない。よって久守自身も山科七郷へ下れ」と伝えている。これは、池田が再び来て、「山科七郷が西軍の足輕を郷内に引き入れているので力が及ばない。また山科は敵の足輕に心を寄せ、協力する気は毛頭ないと申しているの、東軍は軍勢を派遣するには及ばない」と申したためである。そこで久守と久守の甥である大沢重胤たちはこの子細を質すために山科へ下って行っている。そして、久守がこの次第を山科郷民に尋ねてみた所、郷民は「味方の足輕衆が合戦を行っているという話は聞いていないし、郷中に敵の足輕衆を引き入れた話も噂である」と答えている。よってこの【史料六】から、東軍から山科七郷が西軍の足輕を郷中に引き入れたのではないかと疑われている様子がわかる。その後、山科郷民たちの申し開きとして「家礼記」の七月一四日によれば

【史料七】

一、七郷老一郷二人宛召寄、昨日被仰之趣申合間、老申子細誠昨日之儀色々沙汰在之、敵同意之由被仰出、先以驚存候、更無其儀、敵勢可下國トテ三百人餘出張處、谷中事違亂之子細在之者、不可通之由申相サ、ユ、然間通事無之處、足輕衆出向之由間間、不通足輕衆、敵取合事は又虚言也、御方申間、山科端郷花山ハ今夜具足ニテ用意、本海道不通、スケタニコヘトテかケ路ヲ三十人計通之由風聞也、御内方シルシニハ足輕衆谷中ニテ敵人召寄ヲハ進之也、東方ヲ西方ヨリモ仕、子細在之者可被遣之由尋處、フツトモヲハ涯分可留之由返事候也、連々被仰郷中出陣事

申處、山上三井寺東山邊可出張事一定候者、必郷中可出張之由返事也、郷民酒ノマセ候也、代百疋入之、先以一カトノ返事欵、今日長門守皆々參陣、東山越也、上下同前也、

大沢久守たちは山科東庄に山科七郷の老を一郷につき二人ずつ呼び集めて東軍の考えを伝えた。これに対して、山科七郷の老たちは敵に同意したことを否定している。老たちが申すには「もし敵勢が山科を襲うとしてもこちらは三〇〇人余で迎え撃つことにし、谷中で西軍に通じる者がいたとしても、この道を通さない。従って敵とは通じていない。(西軍の)足輕衆が浸透しているという噂がある間は、兩軍共に足輕衆は通さない。敵の足輕に心を寄せている話も空言である。東軍が申す間は、山科の端郷である花山では、今夜から武装をして備えることにする。本街道も通さない、汁谷越えの道では、三〇人ほど通すという話も噂である。東軍の証としては敵足輕衆を谷中で捕らえている」などと言い、山科郷民は久守に対して東軍に仕えることを誓っている。また(久守は)問題があるかどうか尋ねてみた所、郷民から精一杯留めるという返事が返ってきている。そのため久守は出陣の命令を下し、老たちは「延曆寺や三井寺も東山辺りに出張することが決まっているならば、必ず出陣する」という返事を返している。【史料七】に『三百人餘出張處』とあるが、山科の石高が大閣検地で約七〇〇石であったことを考えると、老たちが口にした三〇〇人余という人数はおそらく最大限であり、郷民達の大沢久守らに対する好意が最大級のものであったと言える。この後、久守たちは郷民たちと共に酒を飲むことで一味し、大沢久守と山科七郷の郷民たちは上下一体となって東山近辺に出陣した。この日を境に、大沢久守や山科郷民は東軍の軍勢としてようやく参加したと考える。また味方の証として、敵足輕を捕らえた内容については、「家礼記」の七月一三日に、その様子が記されている。

【史料八】

一、今日山科上野ニテ御敵ノ者二人、足輕召取進也、

よって【史料八】で山科郷民が山科七郷の上野で西軍の足輕を二人召し取ったことがわかる。この後、一三日に山科郷民が西軍の足輕を召し取った影響か、細川勝元から大沢久守に感状が送られている。

【史料九】(『田中穰氏旧藏典籍古文書』九四「山科家請取文書控」)
自敵方入火付之処、於大宅里・安祥寺兩郷召執之、被頸剪之由、可然候、仍自但馬国參洛僧於御陵郷被召執京着候、尚以神妙候、能々可被褒美候也、恐々謹言、

七月十五日 勝元(補)

大沢長門守殿(久守)

【史料九】の感状によれば、山科七郷のうちの太宅里と安祥寺の二郷が敵の火付け人を捕えて首を斬り、但馬国より入って来た参洛僧が京都に着き次第、御陵郷の者が捕えたという内容であった。感状を送られた後、久守は細川勝元と対面を果たしている。

【史料一〇】

一、今朝細河殿御使いなつね出來、七郷事也、俊藏主同道則歸、先度御使旁御礼、長門守殿右京大夫殿へ被參、御對面太刀進入、此太刀予太刀也、國安代千疋の物、小金はしき則又御太刀給候、信國參百疋計物欵、然處又陣屋へいなつね御使として出來、以前重寶祝着とて重而太刀持來、中半太刀國俊代五百疋計物、祝着目出度、

(『山科家礼記』応仁二年七月十七日条)

以上のことから大沢久守が細川勝元から感状が発給された応仁二年七月一日に初めて細川勝元が率いる東軍から山科七郷が味方であると認められたと言えるのである。

二、大乱期の在地勢力と山科郷民の役割

前節では大沢久守が何時ごろ東軍の主将である細川勝元と友好関係を結んだかについて述べてみた。一方、西軍にとっては、これら東軍と結ぶ京都近郊の在地勢力を取り除くことが重要な課題であった。そこで西軍は洛中で優位を占めたのをきっかけに応仁二年の五月ごろから東軍に味方した京都近郊の村々へ攻撃を仕掛けている。

第二節ではこれら東西兩軍の動きに対し、東軍に加担後の大沢久守や山科郷民が東軍の中でどのような役割を果し、どのような地域で戦った

のかについて検討することとする。

では、実際彼らは応仁二年の七月ごろにどのような役割を果たしたのか。まず大沢久守と山科七郷の役割の一つ目は西軍に対しての山科七郷の防衛であったと言える。このため大沢久守や山科七郷が七郷の防衛のために出撃したのは応仁二年七月四日ごろである。第一節でも触れたことだが、勝元から発行された初戦果の奉書は七月一日付である。だが、実際には山科郷民は七月四日ごろすでに西軍との戦いの戦端を開いていた。この時の合戦では西軍が吉田から山科七郷へ向かったため、山科の花山郷で鐘が鳴り、山科七郷は西軍を追い払っている。

【史料一】

一、東庄ヨリ同名將監方上洛、今日就吉田發向山科、花山二鳴鐘、然間郷民各打寄、以前御奉書之依子細出張、則退散也、七郷各打寄處、野村一郷不出之由注進、曲事也、領主三寶院也、

二つ目の役割は山科から京都までの西軍の兵糧道の封鎖であった。「家礼記」によれば、花山での戦闘の後の対策を練るため七月十九日ごろ大沢久守と東軍の面々の間で会談が開かれている。

【史料二】

一、今日面々談合事之、方々通路子細也、然處尾張殿内遊佐申子細ハ、山科通路事敵第一の道也、此通路可被留事肝要候、此間連々山科殿被仰付處不事行間、山科殿御知行分可給分之者、涯分通路可留之由申人躰在之由申也、三寶院如此被申子細也、尾張殿母醜酬邊居住之間其故也、皆々無領掌之由也、

この会談では西軍の通路のどこを塞ぐかということが議題の中心であった。その中で、畠山政長の部将である遊佐氏は「山科通路（汁谷口）が西軍の第一の通路であり、この通路を封鎖することが大切である」と発言し、「山科通路を封鎖する」ということで、会談はまとまった。そして二三日には、久守の所に細川勝元の使者である稲常修理亮が遣され、稲常は山科の通路についての勝元の考えと命令を久守に伝えている。これらの史料から見ても西軍にとって山科通路が重要な通路であると言える。また奉書の内容は山科郷民にも別途に伝えられることになっており、東軍から山科沙汰人宛てに奉行人奉書が届けられている。この二通

の奉書の大意は「山科通路を塞ぎ、東軍に忠節を尽くせ」という内容であった。ただ勝元から久守に送られた奉書では「大沢氏が通路を塞ぐならば、その行為の見返りとして、四宮河原の地を大沢氏の軍勢の兵糧料として、知行の権利を認める」という大沢久守にとって有利な内容がなされていた。

【史料三】

於山科被留敵通路候者、忠節不可過之、仍四宮河原殊由緒之儀候哉、爲軍勢兵糧料可有知行候也、恐々謹言、

七月廿日

勝元在判
大澤長門守殿

（『山科家礼記』応仁二年七月廿三日条）

一方、東軍から山科沙汰人に出された奉書には「敵通路を封鎖すると言っても封鎖されたためしがない。そのため、皆々で要害を構えて差塞げ。怠る者がいれば、処罰するのでその名を報告しろ。次に敵の一味を匿っている者がいるという噂がある。そのような事実は直ぐに報告せよ。もし、匿っている者がいるのなら、そこが権門勢家領であっても、忠義を尽くす者たちに分け与える」とある。西軍に加担する者は処罰するという郷民にとって厳しい内容であった。

【史料四】

一、依通路子細、七郷諸領主御奉書出候也、大宅里別紙在之、

敵通路事、度々雖被仰于今不停止云々、所詮郷々寄合、構要害、可差塞云々、令難澁者、爲被處罪科可注申交名、次御敵方之族隱置當所之旨風聞在之、事實者不日尋披之、可致其沙汰、於許容之在所者、不謂權門勢家領、可被宛行忠節之輩之由被仰出候也、仍執達如件、

應仁二

七月廿二日

山科七郷名主沙汰人中

貞基（在基）判

忠郷（在郷）同

（『山科家礼記』応仁二年七月廿三日条）

このため、次の日の二四日大沢氏は久守を中心に申時に具足を着けた郷民を率いて東庄（大宅郷）から花山郷へと向かい、山科通路（汁谷口）を差し塞いでいる。この動きに対して、細川勝元は使者である俊藏主を遣わし、感状を久守や山科郷民宛てに一通ずつ送っている。また山科郷民宛ての勝元の奉書には感謝と共に「この詳細は大沢久守が申すであろう」と記されており、大沢久守の立場を支援強化することによって、勝元が山科郷民の支配を強めようと考えたことが推測される。

【史料一五】

一、俊藏主下向、各領主への御奉書持下也、通路子細申、稻常所注進状上也、

敵通路事、今日申越被差塞之由注進到来候、尤以神妙候、此旨可令披露候、定而可有御感候也、恐々謹言、

七月廿四日

勝元 在判

大澤長門守殿

七郷各成集會、被差塞敵通路之由注進到来候、尤以神妙、弥可被抽忠節、猶委曲大澤長門守可被申候也、恐々謹言、

七月廿五日

勝元 在判

山科七郷面々御中

（『山科家礼記』応仁二年七月廿四日条）

この山科通路封鎖の結果、大沢久守が率いる山科七郷は西軍の糧道の一つを絶つこととなった。よって、大沢久守は東軍の一勢力として西軍との合戦を余儀なくなつたと言える。ただ藤木久志氏の研究によれば、通路封鎖というものは地域の複数の郷村が連携して、交通の要衝に「要害」を構え、交替で番に当って敵の通路を遮断し、そこを通ろうとする敵を見つけしだい誅伐し、味方の往来を援護するというものであった。また同氏によれば、村の要害といつても、「当所三段畠北西方ニホリヲホリ」というような簡素なもので、「路をほりきつて堀ほり、かいだてかき、さかもぎひいて待ちかける」とか「さ、のせまりを城郭にかまへ、口二丈・ふかさ二丈に堀をほり、逆もぎ引、高矢倉かき」などという中世初期の例と大差なく、城郭とか要害といつても、通路を掘り切つて遮

断し逆茂木・搔楯・高矢倉を構える程度であった。

この通路封鎖の動きに対して二日後の二六日ごろになると西軍は早速山科七郷近くに迫り、大沢久守はこの動きに対処するため山科通路に一番近い山科七郷の花山郷へと移動している。さらに東軍の足輕衆も山科に入り、二九日になると大沢久守が率いる山科郷民は山科郷近くの山に陣を張っている。この時、東軍の足輕衆は山科防衛のため「西軍方の土岐氏の拠点となっている清水坂のクウセン院を焼き打ちにする」と言い出しているが、大沢久守や郷民たちはこの足輕衆の作戦には不賛成であった。だが足輕衆はこれを聞かず、結局クウセン院に対し焼き打ちを行うこととなっている。その際久守や郷民は汁谷口を案内し、東軍の足輕は二手に別れ、一方は汁谷へ、一方は清水坂へ押し出している。この戦いで、東軍の足輕衆は先ず鳥辺道場の近くを焼き、その後清水坂クウセン院の中に入つて行つたが、院の中には西軍方の足輕衆、その他が大勢いたため東軍の足輕衆は引き退くことになっている。その後、西軍は汁谷などそのほか数箇所を焼き、鴨川の河原あたりから火を灯しながら数百人の軍勢が三度雄叫びをあげながら山科七郷へと向かつて来ている。この西軍の七月末〜八月にかけて清水寺に陣をかまえて山科近辺の花山や清水山に攻撃を仕掛けてくる動きは七月二一〜二六日ごろにかけて山科七郷の者が兵糧米の京都搬入を妨げたことに対しての報復であった。また西軍は八月二七日に西岡・中脈を攻撃し、九月八日には鳥羽および西山の山田の地を、一〇日には西岡・鳥羽・下桂をそれぞれ攻略しようと動き出している。

以上のことから、大沢久守の役割が山科七郷の防衛や西軍の兵糧道の封鎖であったことがわかる。

次にこれら西軍の動きに対して、応仁二（一四六八）年の八月以降になると大沢久守や山科七郷はどのような地域で戦つたのかについて検討することとする。

「家礼記」によれば、大沢久守や山科郷民たちの合戦の地域は粟田口や清水山、法性寺・東福寺などの山科郷外で行われた。この初の山科郷外戦の日付は八月三日であり、この日大沢氏や山科郷民は粟田口に攻撃を仕掛けてきた西軍を三条河原で迎え討っている。

【史料一六】

一、敵粟田口勢遣仕候、粟田口衆川原打出、野伏在之、山科郷民三條川原打出、夕まで合戦候て兩方被打、則兩方引退也、肥州同道候て花山行也、

合戦は夕方まで行われ、双方退くという形で終結した。ただ合戦は次日の四日にも行われ、西軍は東山を攻撃し、青蓮院太子堂や粟田口近所を焼き打ちにしている。この攻撃に対し、山科側では久守や重胤が郷民を率いて粟田口へ出兵し、西軍の者を一人討ち取っている。

だが、いつも大沢久守が西軍の山科付近への進入を許さなかったわけではなかった。先ほどの七月二十九日のコウセン院の合戦時でさえ東軍は西軍に押されざみであったのだが、八月七日になると西軍は大勢の軍勢で再び清水山に登って来ている。このため次の合戦の舞台は清水山となった。この日、通路封鎖の番衆は山科の二郷番衆の御陵・安祥寺・四宮郷の郷民たちであった。だが西軍の軍勢が多勢のため、郷民たちだけでは支えることができず、一度彼らは清水山から退却している。そのため清閑寺は西軍によって壊されてしまった。この後、七郷の使いの者たちは「^①□方や東軍の軍勢の援軍が来なければ、自分たち郷民だけでは敵の猛勢を防ぐことはできないので一度引くべきだ」と久守たちに報告し、このことについて大沢久守や大沢重胤そして東軍の武将である飯尾之種（肥前守）は話し合いを行っている。だが結局、「郷民がそのように言っている間は、どうしたものか」と言つて之種と久守は一度大津まで退却することとなった。このように山科七郷付近の清水山では西軍に押され気味であったことがわかる。だが、この後、九日に山科七郷には東軍の援軍として赤松兵が五〇人ほど下つて来ている。これは一度久守たちが大津へ撤退してから二日後の出来事である。従つて久守たちの撤退は一時的な戦略的撤退であつて、東軍に対しての援軍の要請のためであつたと考えられる。またこの清水山の合戦を別の角度から見ると、大沢久守が山科大宅郷の代官として郷民たちに深く信頼されていることがわかる。

この清水山の合戦において山科七郷及び、東軍は初め戦いに敗れてしまった。このため西軍から八月七日に通、八日には二通という具合で

山科の大宅郷の地下人宛てに奉書が送られて来ている。これらの奉書の内容は、七日の奉書では室町幕府の奉行人であり、この時は西軍方に与していた飯尾為脩から「東軍の使節や大沢久守の命令を聞くことを止め、山科通路を塞ぐことを中止せよ。また西軍に忠節をつくせば褒美を出す。だが、もし東軍使節並びに大沢久守を匿うのであれば、軍勢を差し向ける」という内容であつた。八日の奉書の一通目は大内政弘・山名持豊・斯波義廉のそれぞれの奉行人である杉弘國・田公豊職・朝倉孝景の連署奉書であり、その奉書によれば、「山科大宅郷の地下人に東軍の奉行人並びに大沢家中を誅罰せよとの命があつた。もし彼らを拘置しようとする地下人がいるなら、すぐに彼らの所へ向かえ。もし西軍に忠義を尽くす者がいるのなら報告せよ」という内容であつた。

【史料一七】

奉行并大澤已下緩怠人、可令誅罰之由注被仰付候、于今拘置彼等於地下上者、不移時分可被發回云々、若又可致忠節者、早其趣可令注進之由候也、仍執達如件、

應仁二

八月八日

弘國判

豐職同

孝景同

山科内大宅地下人中

（『山科家礼記』応仁二年八月九日条）

これに続き、二通目の奉書では「一向に返事がないが、今日中に返事をしなければ軍勢を差し向ける」という西軍の部将である朝倉孝景から山科大宅郷に対しての脅しの文言であつた。しかしながら、東軍劣勢にも拘わらず、それらの奉書は郷民から大沢久守の元に届けられている。さらに山科七郷の内、大沢久守の代官領である大宅郷の郷民たちは東軍に対して「自分たちは倦怠することなく通路を塞ぎ、これからも忠義を尽くす」という内容の状を大沢氏の被官であり、山科七郷と山科家をつなぐパイプ役の五十嵐弥五郎へ提出している。この後、西軍は一〇日には清水山から退くことになり、武田衆の逸見氏や赤松衆の小寺氏が西軍に対して追撃をかけている。

【史料一八】

一、肥州七郷之連判事被申、大宅里如此、餘之郷無其儀郷在也、
畏申上候、

抑通路事、重而上使可有御上使(下)之由仰下候、更不可存緩怠、可致忠
節候、此旨御心得候て、可預御披露候、恐惶謹言、

八月十三日

山科大宅里 道教 道妙

道廣 中務

五十嵐弥五郎殿

御中

明者

〔山科家礼記〕応仁二年八月十四日条

その後、合戦の行方は深草・東福寺・法性寺などへと場所を移してい
くこととなった。この合戦で東軍である飯尾之種・赤松衆・武田衆、そ
して大沢久守率いる山科郷民は八月一四日に深草を落とすことに成功し
ている。またこの日の戦から宇治の眞木嶋勢は東軍に加わることとなっ
た。

【史料一九】

一、今日ヨリ長州勸修寺御座、

一、今朝飯尾肥前守赤松衆・武田衆同道にて山科打越、直ニ勸修寺

下着、不移時深草山崎發向、山科郷民忠節之由候、宇治・眞木嶋方々

勢共出張、長門守殿御出、深草之儀早速事行、則今夜引退候、

法性寺事發向之沙汰候處、未事行、予依違例不罷出候、郷僧都

房所宿坊也、

一五日には、東福寺・法性寺の合戦が行われ、合戦で久守は山科郷民
を率いて、東福寺の北口から攻め入り、郷の者が三人負傷している。一
六日の合戦では東軍は数人負傷することになり、山科七郷の者も一人負
傷することとなった。同日には細川勝元から大沢久守に対して、法性寺
の戦いにおいての山科七郷の忠節を労う感状が出されている。

【史料二〇】

法性寺邊事、不移時分了簡候者可然之由、態以俊藏主肥前守方へ申

遣候、定可相談候哉、一道計略候者忠節不可過之、永々注身勞事候、

當領憑入候外無他候、恐々謹言、

八月十六日

大澤長門守殿

勝元

〔山科家礼記〕応仁二年九月十六日条

だが、この合戦は九月に移っても続き、同月八日には法性寺から西軍
の軍勢が出てきたためか法性寺近くの東軍である大沢氏たちが山々へ山
陣している。しかし、「家礼記」の記述を見る限り、これ以上の東福寺・
法性寺の戦いの記事は記されていない。そのため九月の時点では東軍が
東福寺・法性寺を落とすことはできなかったのではないかと見える。

九月以降になると今度は大沢久守は外征と平行して再び山科の境の防
衛戦を行うこととなった。まず、九月の初めの山科七郷内での戦闘は山
科七郷の南境の小野で鐘が鳴り、これに合わせて郷民たちが出撃してい
る。また二ヵ月後の閏一〇月一七日には七郷の西境である花山へ、西軍
の足軽が二〇〇人ほど侵攻してきている。だが、西軍は七郷を落とす
ことができず、勝利をすることなく撤退してしまった。そして一二月に
は山科七郷は一九日、二五日にと二度に渡って出撃している。この一九
日の出撃は山科郷内の西山で行われ、武田衆と協力して西軍の油断して
いる所を攻撃している。そのため西軍は槍や盾などを捨てて逃げだして
いる。

【史料二一】

一、今夕山科西山之上二百人計上候、然間入夜此方武田衆令談合、

敵由斷仕候所を、時聲をあけおしよせ候、事外之子細共にて、

やり・たて以下すて落行候也、目出度候也、

〔山科家礼記〕応仁二年十二月十九日条

また二五日の出撃では敵が此谷口（汁谷口）へ攻撃をしかけてくると
いう情報が来たため、山科七郷では出撃のための鐘が鳴っている。しか
し今回は敵が来なかったためそのまま退いている。このように大沢久守
は山科郷外の戦を経験しながら山科七郷の防衛戦も展開している。

以上のことから応仁二年の八月になると大沢久守たちが合戦を行った
地域は粟田口・清水山・そして法性寺・東福寺などの山科郷外であり、
またこれら郷外での戦闘に平行して久守たちは山科七郷の防衛を展開し
ていたことがわかる。これらの合戦場所は大沢久守や山科郷民たちにと

つて山科から京都へ抜ける通路であり、彼らにとっては山科七郷と京都を結ぶ重要な道でもあった(粟田口⇨東海道、清水山⇨汁谷街道、東福寺・法性寺⇨滑石街道)。ただ史料に記載されている地名を検討すると、大沢久守の外征軍としての出撃範囲の距離は彼らが本拠としている山科七郷から半径約五キロメートル以内の距離であったことがわかる。さらに七郷の出撃人数も多くは期待できなかったと考える。この理由としては「家礼記」の応仁二年六月二〇日条を見ると、山科七郷では「西軍の畠山義就が山城国の守護職として山科へやってくるが、その立ち入りを認めない」という寄合を開いている。この時集まったのは一郷ごとに一〇人、代表者一人七郷合わせて約八〇人位であったと言える。

【史料二二】

一、七郷々民野寄合在之酉時、各具足、今度畠山右衛門佐當國守護職可持之由、先度折昏入候也、然間向後其子細被申方々者、不可立入之由候、敵同意在所候者、則押寄可沙汰之旨各申、然共無事實候間退散候、一郷ヨリモ拾人宛可出之由候き、此郷ヨリモ拾人計出候也、各中臈・年老一人也、

(『山科家礼記』応仁二年六月廿日条)

また七月一四日を見る限り、動員できる人数は最大限に見積もっても約三〇〇人位であったのではないかと思われる。従って東軍にとつて大沢久守が率いる山科勢が重要な軍団であったとは言にくい。ただ、山科を支配地として獲得を狙っていた西軍側からすれば、大沢久守と郷民の信頼関係が強い山科は甚だ厄介な存在であったと言える。なぜなら、先ほど「家礼記」に西軍からの奉書が提出されたことが記されていたように、山科大宅郷の郷民宛ての奉書は全て東軍に筒抜けになっていたと考えられるからである。

これらの点によつて、東軍の立場から判断するならば、郷民軍は東軍の外征軍団として期待することはできない。だが西軍の兵糧道の封鎖や山科の防衛ということになれば、郷民軍は有力であり大沢久守は山科七郷の代表として適任者であったと言えるのではないだろうか。

三、山科七郷における大乱の停滞と終幕

第二節では応仁二(一四六八)年以降、東軍に加わった大沢久守や山科郷民がどのような役割を東軍の中で果し、どのような地域で戦ったのかについて述べてみた。

この後、応仁の乱は三年目の応仁三(一四六九)年を迎え、その四月には文明と改元されたが、大乱が終わりを迎えるという兆しは見えていない。だが文明二(一四七〇)年三月になって東軍の細川勝元の寝返り工作により、西軍の大内政弘の伯父で本国周防・長門を守っていた大内教幸入道頼朝が東軍に寝返っている。この寝返りの影響で西軍では六月から七月にかけて逃亡者が続出するという事態に陥り、西軍の大内政弘は東軍に降ろうとした杉七郎を斬って西軍の軍紀の肅正をはかっている。さらに大内政弘は西軍の結束を促すため、七月に自ら主力率いて勸修寺・醍醐・山科の東軍に猛攻をしかけるのである。

第三節では応仁二年以降の乱期の山科七郷の様子について触れ、大沢久守にとつて、また山科七郷にとつての大乱の展開(主に文明二年以降)に注目し、そこから彼らにとつていつ頃応仁の乱が終了したのかを考察することにしよう。

山科が応仁二年以降に再び戦乱の舞台となったのは勸修寺合戦からである。この合戦は文明二(一四七〇)年六月末〜七月末にかけて行われ、六月末日の戦いで山科七郷は七郷の内の六郷が西軍の攻撃により焼き討ちにあつている。

【史料二三】

一、自西方責落山階了、七郷之内六郷焼失云々、

(『大乘院寺社雜事記』文明二年六月晦日条)

東軍の山科戦線で戦っていたのは多賀高忠らとともに若狭守護武田信賢の弟国信やその被官人である。彼らは如意ヶ嶽に築いた城に籠り、山科や勸修寺に出陣し、西軍と戦った。如意ヶ嶽は大文字山と並記されることが多いが、大文字山と違って京都市内からは見ることができない所に存在する。勸修寺合戦では武田軍の重臣逸見弾正忠繁を経を中心に勸修寺に防衛線を敷いて戦いが行われている。だが西軍が大内軍を主力とし

て東軍に大攻勢を仕掛けてきたため、武田方は二〇〇人もの戦死者を出す大敗を喫し、逸見繁経は自害に追い込まれ、勸修寺も焼失してしまつた。西軍の攻撃は翌日も続き、醍醐寺の東軍防衛隊も敗れ、醍醐寺も焼失した。この合戦で東軍では武田・畠山政長の手の者が山科に向かったが、その被官一六人のうち一二人が西軍に降参し、その他の四人は逃亡している。このため宇治では東軍の横嶋氏や宇治大路氏は没落し、西軍に降参してしまい、南山城地方は西軍の支配下に組み込まれてしまったと考えられている。

【史料二四】

一、去十九日於山階逸見之弟打死云々、其日上御陣合戦在之、近日山城木津以下隠雜物云々、但武田并畠山尾帳守代爲合力馳加于山階云々、宇治大路ハ參西方、横島ハ没落、引籠白川別所云々、

（『大乘院寺社雜寺記』文明二年七月廿二日条）

「家礼記」は文明元年〜文明二年七月までの記録が欠落しているため、勸修寺合戦を「家礼記」から追うことはできない。しかしこの合戦で山科七郷では七郷の内の六郷が燃やされ、勸修寺・醍醐寺などが焼失するなど大きな損害を蒙つたことが伺える。しかし、「家礼記」には山科七郷が西軍に掌握されたという記事は記載されておらず、東軍の武将たちとの交渉はそれ以後も続いている。従つて、確かに南山城では西軍に寝返るものもいたかもしれないが、少なくとも山科七郷は西軍に降参してないと考えられる。山科が西軍に占領されなかつた理由としては、如意ヶ嶽に東軍の陣地があり、そのために山科を落とすことが難しかったのか、その他、別の理由があるためかはまだ明らかになっていない。ただ、山科七郷では勸修寺合戦終了以後も東軍との共闘（同盟）が続き、合戦後の文明二年には一回、文明四（一四七二）年には四回ほど、山科七郷の軍勢のことで大沢氏久守と東軍は会談を行っている。ここから見ても山科七郷は西軍の手に落ちていないということが言えるのである。

ただ大沢久守や郷民たちが東軍の要請に応え、合戦に及んだという記録は残されていない。他の史料でも山科七郷が文明二年九月〜文明九（一四七〇〜一四七七）年十一月までの間、東軍として戦闘に参加していたかどうかを記した史料がないため、はっきりとしたことを言うことはで

きない。だが、「家礼記」にも東軍として戦闘に参加した記録が記載されていないことを考えると、おそらく文明二年〜文明四年にかけての東軍の軍勢催促に大沢久守が応じなかつたのではないかと思われる。この理由として山科七郷の郷民が東軍・もしくは大沢久守の命令にいつも素直に従うわけではないことが考えられる。例えば応仁三年の年明け早々、山科郷民等が花山郷の「構番」から撤退する動きを見せている。こういった所に郷民たちの不服従の兆候が窺える。

【史料二五】（『田中穰氏旧藏典籍古文書』六〇、「山科家請取文書控」）

山科花山構番事、安祥寺郷民等就無沙汰、昨日廿三日惣郷輩引退之處、依計略如元居置番衆之由令聞食訖、所詮於向後者、嚴密致其沙汰之旨、堅可被相触也、尚以有難洪族者、可被処罪科之上者、可被注申交名由被仰出候也、仍執達如件、

応仁三

正月廿四日

為信 在判
之種 同

山科家雜掌

すなわち花山での「構番」を安祥寺郷民等が勤めなかつたことにより、応仁三年正月二三日に七郷全ての郷民等が任務から引き退くという事態になつた。この軍事上枢要を占める東山通路の警固がなされないのは、東軍にとつて大きな痛手である。そのため、東軍では山科家雜掌の大沢久守と勸修寺門跡雜掌に宛てて「難洪之族」の交名を注進するよう命じ、七郷々民等に対しても「惣郷」として交名を注進するよう奉書を出している。ここからも郷民たちには戦火が山科近郊に及ばなければ大乱に積極的に参加する気がないことがわかる。また文明二年の九月以降の合戦は京都近郊で行われるのではなく、京の都を離れた南山城や近江、備後や越前で行われるようになった。従つて、もし戦闘に加わるのであれば山科郷外の他所へ出兵することとなる。しかし、応仁二年七月五日の「家礼記」を見ればわかるように郷民たちは大沢久守に対して、五日の東山への出兵に関しては了承するが、それ以後の出兵には難色を示している。

【史料二六】

一、去夜七郷々民野寄合沙汰、子細者今度就世上、東山令出張可致忠節之由、先度被成御奉書了、仍以後令主張事難儀也、〔後略〕

このことから山科七郷は文明二年〜文明九年までの間、東軍の京都近郊での戦闘以外の戦闘には加わらなかつたのではないかと考える。

だが東軍は文明四年八月二四日〜二七日にかけて、大沢久守に対し、山科七郷の軍勢を派遣するよう要請して来ている。しかし、その直後の文明四年九月一日に山科七郷と相木松崎の郷民との間で戦いが行われている。これは郷内の二番衆(御陵郷・安祥寺郷・四宮郷のことか?)の郷民が相木松崎(山城愛宕郡)へ軍勢を向けるという事件である。この合戦の理由は相木松崎の郷民たちが二番衆の郷民たちに対して、詫料の期日が来ても支払いを行わなかつたということが原因とされている。この合戦により、山科七郷では地下人の死傷者を何人か出し、また飯尾之種(肥前守)の殿原中間も討たれるなど、その戦いの激しさが窺えられる。

【史料二七】

一、相木松崎へ二番衆モヨオシ九過ニ發向候、此□□□申候間、地下ワヒ事ニテ一献二代三十貫計出之□□□日請日相違候として押寄候、地下人罷出合□□□間焼候、地下人二三被打候、サウキニテ所手負□□□フカサカ兩人親子打死、飯尾肥前殿原中間打□□□スハイ近比之曲事也、奉公人ニ手負又マク□□□松崎へ遣之也、

〔山科家礼記〕文明四年九月一日条

ここから窺えることはまとまつていないように見えて、まともきつていない京都近郊の村落関係の様子である。このため、大沢久守は例え東軍に軍勢を派遣したくても派遣することができなかったのではないかと。また、東軍にしても、いつ味方の中で同士討ちがはじまるかわからない軍勢では派遣されても迷惑であると考えたのかもしれない。いずれにしても、文明二年〜文明四年にかけての東軍の軍勢催促の要請に対して、大沢久守はその要請に応えることができなかったのではないかと言えらる。また文明五年〜文明八(一四七三〜一四七六)年の間の乱の主戦場が京都近郊から地方へと移つてしまつたため、文明四年九月〜文明九年の十一月まで山科七郷へ東軍からの軍勢派遣に関する幕府奉行人奉書が

来なくなつたのではないとも言える(但し、家礼記では文明五年〜八年に関する記録が欠落しているのでその部分を追うことができない)。

この後、山科七郷が東軍として最後に戦いに参加したのは文明九年の十一月七日の幕府奉書による通路封鎖の命令書が来た時である。奉書の内容は、「土岐成頼が近日没落するため、軍勢を遣わして追い打ちをかける。そのため山科七郷は京都から山科までの通路を塞げ」という幕府から大沢久守、山科郷民に対しての指令であつた。

【史料二八】

一、布施彈正雜掌之由申候間、彦兵衛遣之、七郷御奉書也、案文兩通在之、

御敵土岐美濃守事、近日可没落之旨有其間、被差遣諸勢可被追伐之、不移時日、馳催山科郷民等、塞通路可被抽戰功、若有難澁之族者可被處同罪之由、被仰出候也、仍執達如件

文明九

十一月七

山科内藏頭家雜掌

(有地) 英基 判
(有地) 元連 判

〔山科家礼記〕文明九年十一月九日条

この奉書に従つて、大沢久守は山科郷民の宿老達たちに「先規のように七郷の郷民たちにこのことを知らせ、忠節を尽くすように」という状を送っている。

【史料二九】

昨夕如此御奉書到来候、目出度候、如先規可被相觸七郷方々、可被致忠節之由候也、謹言

十一月十日

大澤長門前司

久守

山科七郷宿老中

〔山科家礼記〕文明九年十一月九日条

この後下京の合戦は十一月一〇日に東軍の足輕が内裏の南の部屋を焼き、一日には御構から東軍の足輕が下京に行き、姉小路神社や二条殿の家を焼くことになつた。同じ日に、なぜか大内方から水牛が進上されているが、その後土岐の陣屋・畠山義就の陣屋・大内政弘の陣屋・畠山

義統の陣屋も焼けてしまった。これにより、西軍が没落していった様子が伺える。

【史料三〇】

一、大内方より水牛進上、やかて土岐陣屋より火出之、右衛門佐殿陣屋火出候、次大内陣屋火事、畠山大夫殿陣屋皆くやけ候也、おちられ候也、

〔山科家礼記〕文明九年十一月十一日条

そして一二日には、大沢久守は西軍の火事場を見回り、一度大宅へ下向してから坂本へと帰還している。これ以降、彼らの戦いの様子は書かれていない。また、一三日には久守たちは坂本から山科大宅郷に戻り、そこで郷民たちに出迎えられている。この後久守は大津から酒を取り寄せながら、郷民たちに「酒樽、こぶ、あらまき、柳」などを配っている。

【史料三一】

一、自坂本東庄入部、七郷よりむかいあるへきよしをしたい申とて、「大宅人はかり少々七郷人もぬけく二むかい二出来候也、大津にて酒まいらせ之、郷中人々爲礼各々出来之、政所へ予ミやけ極壹・こふ・百疋、これへ出来之方々の中二極之あるなく、大津さかやたる壹・あらまき壹、おとハの新ゑもん、柳一か、あらまき一、西山進藤三十疋、地下のおとなさけくれ候へ共、物もち来候、人はかりかき候、

〔山科家礼記〕文明九年十一月十三日条

この宴会は一日まで続き、一日には、久守たちは大沢家の先祖の菩提寺に行つて墓参りを行い、その後、後土御門天皇から山科家の山城国山科七郷内知行分や山城国西岡・長岡庄・九条散在地六段半・樋口坊城下地・新西宮境内、信濃国五ヶ庄・同住吉庄の荘園の安堵の繪旨を受け取っている。

従つて、この合戦を契機に大沢久守にとつての応仁・文明の乱という戦乱が終了したのではないと言える。

おわりに

本稿は最初細川家と山科家の親密な関係を明らかにすることを意図して始められたが、「家礼記」を史料として検討するうちに、山科家の家礼であり山科七郷の在地勢力であった大沢久守が応仁の乱時において、どのように大乱に関わったかについて論じる方向に変わっていった。

結果として導きだせたことは、まず彼らが「大乱」に関わったのは応仁二年一月二三日からであり、実際に戦果を挙げ、感状を貰ったのは応仁二年七月一五日であったことである。その後大沢久守は郷を代表して細川勝元と会つたり、東軍の会議に参加しており、七郷は久守を中心に山科七郷を防衛し、西軍の兵糧道を塞ぎ、山科近辺を舞台として戦つた。文明二年には山科七郷内で勤修寺合戦が行われ、東軍は西軍に敗北してしまふが、文明二年と文明四年の大沢氏と東軍とのやり取りは続けられた。だが、郷民たちの抵抗があつたためか、四年以降に山科七郷が大乱に関わつたという記事は見えなくなる。それでも文明九年一月一日の下京の合戦に久守らは参加しており、西軍の没落を確認している。この日を期に、山科七郷にとつての応仁・文明の乱が終了したのではないかと思われる。また今回の検討で浮かび上がったのは大乱時において大沢久守が山科七郷を代表して東軍と交渉する存在であつたと言えることである。

ただ今回十分に明らかにしえなかつた問題も存在する。それは大沢久守や山科郷民が大乱に総計一一年間も関わつていて、どのような利得を得たのかという問題である。大沢久守については、勿論山科家の権益を守るためであつたと考えられ、その成果の例は「山科七郷での東軍の乱暴狼藉の制札」、「山科七郷の守護不入の権利」、そして「山科家の知行安堵」などを細川勝元や幕府から獲得したことなどが挙げられる。だが、久守に協力し、共に戦つた山科郷民たちが大乱を通じて、何のためか、何を獲得したのかは今一つ明らかでない。勿論足輕の乱暴狼藉を防ぐことや守護不入の権利を維持することは郷民にとつても極めて重大である。しかし果たしてそのようないわば既得権の保持という理由が戦闘に参加する十分な理由になるだろうか。現地を見れば分かることだが山科は東西と北は山に囲まれており、これ以上農地を拡大することは難しい。従つて新たな土地獲得という動機も非現実的である。だが「家

礼記」の中には郷民たちの動きとして、郷民たちが勝手に関を設けて通行料を取り、幕府奉行人に押し止められた奉行人禁制案が記載されている。よって郷民たちが何の利益もなく大乱に参加したわけではないと言える。この答えについては郷民研究の課題として今後検討していきたい。

注

(1) 応仁の乱についての先行研究には、石田晴男「戦争の日本史九」『応仁・文明の乱』(吉川弘文館、二〇〇八年)、藤木久志「応仁の乱の底流に生きる―飢饉難民・徳政一揆・足軽たち―」『文書と記録下へものがたり 日本列島に生きた人々たち四』(岩波書店、二〇〇〇年)、小川信「山名宗全と細川勝元」(新人物往来社、一九九四年)、志村有弘「応仁記」(勉誠社、一九九四年)、鈴木良一「応仁の乱」(岩波新書、一九七三年)などがある。この内、応仁の乱の概略として本稿では石田氏の研究を参考にしている。

(2) 応仁の乱期における山科七郷の研究においては、飯倉晴武「山城国山科七郷と室町幕府」『日本古代・中世史の地方的展開』(吉川弘文館、一九七三年)、永原慶二「山科七郷に見る村落共同体」『室町戦国の社会 商業・貨幣・交通』(吉川弘文館、一九九二年)、酒井紀美「応仁の乱と在地社会」『講座日本荘園史四 荘園の解体』(吉川弘文館、一九九九年)、菅原正子「山科家の家司大沢久守と山城国東荘―在地武士としての考察―」『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七年)などがある。この内、飯倉氏や永原氏の研究が著名であるが、本稿では山科七郷の在地勢力である大沢久守に注目しているため、菅原氏の研究に重点を置いている。

(3) 黒川直則「応仁・文明の乱と山城国一揆」『宇治市史2 中世の歴史と景観』(宇治市役所、一九七四年)三二九―三三二頁。

(4) 前註(3)、三三二頁。

(5) 前註(1)、小川信氏参照、一八九―一九七頁。

(6) 山科家の概要については、小森崇弘「山科家と『たて花』―中世末期公家社会の文化史的考察―」(『立命館史学会』二六号、二〇〇五年)、今谷明「言継卿記―公家社会と町衆文化の接点」(そしえて、

一九八〇年)、田端泰子「徳政一揆に関する一考察」『中世の権力と民衆』(創元社、一九七八年)、脇田晴子「領主経済の変質と問屋的支配」『日本中世商業発達史の研究』(御茶ノ水書房、一九六九年)、白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争―」(『日本歴史』第二五三号、一九六九年)、小野晃嗣「内蔵寮経済と供御人」(『史学雑誌』四九号、一九三九年)などの論文を参考にしている。

(7) 大沢氏の概要については、菅原正子「山科家領荘園の研究」『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)を参考にしている。

(8) 山科七郷の概要は、後藤靖・田端泰子「洛東探訪―山科の歴史と文化―」(淡交社、一九九二年)九一―九九頁、を参考にしている。

(9) 志賀節子「山科七郷と徳政一揆」(『日本史研究』第一九六号、一九七八年)三三―三五頁。

(10) 前註(2)、菅原正子氏参照、二〇五―二〇八頁。

(11) 『山科家礼記第二』応仁二年二月二十九日条、二五四―二五五頁。

(12) 『山科家礼記第二』応仁二年六月二十八日条、三三三頁。

(13) 『山科家礼記第二』応仁二年五月二十一日条、二九四―二九五頁。

(14) 『山科家礼記第一』応仁二年六月三日条、三〇一―三〇二頁。

(15) 前註(8)、一二〇―一二六頁。

(16) 前註(2)、菅原正子氏参照、一九七―一九八頁。

(17) 前註(3)、三二九―三三二頁。

(18) 『山科家礼記第二』応仁二年七月二十三日条、一四―一五頁。

(19) 『山科家礼記第二』応仁二年七月二十四日条、一五―一六頁。

(20) 『増補 続史料大成』第二〇巻(碧山日録) 応仁二年七月二十一日条、一一三頁。

条、一一三頁。

(21) 藤木久氏「村の動員」『村と領主の戦国世界』(吉川弘文館、一九九七年)、一七四―一七五頁。

(22) 『山科家礼記第二』応仁二年十二月二十九日条、四三―四四頁。

(23) 『山科家礼記第二』応仁二年七月二十六日条、一七頁。

(24) 『山科家礼記第二』応仁二年七月二十九日条、一八頁。

(25) 前註(2)、酒井紀美氏参照、一二四―一二五頁。

(26) 黒川直則「Ⅲ 大乱と荒廃 Ⅱ 応仁・文明の大乱」『京都の歴史三』(宇

治市役所、一九六八年)三二七～三三三頁。

(27) 『山科家礼記第二』応仁二年八月四日条、一九～二〇頁。

(28) 『山科家礼記第二』応仁二年八月七日条、二一～二二頁。

(29) 『山科家礼記第二』応仁二年八月九日条、二二～二四頁。

(30) 前註(29)。

(31) 前註(2)、酒井紀美氏参照、一二五～一二六頁。

(32) 前註(28)。

(33) 五十嵐弥五郎方については志賀節子の研究で詳しく述べられている。志賀節子「戦国初期京郊山科東庄における領主と村—政所・五十嵐方・好子屋—」(『日本史研究』五〇四号、二〇〇四年)、一～一六頁。

(34) 『山科家礼記第二』応仁二年八月十日条、二四頁。

(35) 『山科家礼記第二』応仁二年八月十五日条、二六頁。

(36) 『山科家礼記第二』応仁二年八月十六日条、二六～二七頁。

(37) 『山科家礼記第二』応仁二年九月八日条、二八頁。

(38) 『山科家礼記第二』応仁二年九月四日条、二七頁。

(39) 『増補 続史料大成』(碧山日録) 応仁二年閏十月十七日条、二二二頁。

(40) 『山科家礼記第二』応仁二年十二月二十五日条、四一～四二頁。

(41) 史料六『山科家礼記第二』応仁二年七月十四日条、一〇～一一頁。

(42) 前註(1)、石田晴男氏参照、二四九～二五一頁。

(43) 前註(1)、小川信氏参照、二〇七～二二二頁。

(44) 福井県編『福井県史 通史編2 中世』(一九九四年)。

(45) 『大乘院寺社雑事記 第三卷』文明二年七月二十日条、四六四～四六五頁。

(46) 『大乘院寺社雑事記 第三卷』文明二年七月二十三日条、四六七～四六八頁。

(47) 前註(3)、黒川直則氏参照、三三二～三三三頁。

(48) 『山科家礼記第二』文明二年九月四日条、六〇～六一頁。

(49) 『山科家礼記第二』文明四年三月二十七日条、二二八～二二九頁。

同年八月二十五日条、二六七～二六九頁条。同年八月二十六日条、

二六九頁。同年八月二十七日条、二六九～二七〇頁。

(50) 前註(2)、酒井紀美氏参照、一三五頁。

(51) 前註(2)、酒井紀美氏参照、一三六頁。

(52) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』六二『山科家請取文書控』、前註(2) 酒井紀美氏参照、一三六頁。

(53) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』六一『山科家請取文書控』、前註(2) 酒井紀美氏参照、一三五～一三六頁。

(54) 前註(28)。

(55) 『山科家礼記第三』文明九年十一月九日条、一一二～一二四頁。

(56) 『山科家礼記第三』文明九年十一月十日条、一一四頁。

(57) 『山科家礼記第三』文明九年十一月十一日条、一一四頁。

(58) 『山科家礼記第三』文明九年十一月十二日条、一一四～一一五頁。

(59) 『山科家礼記第三』文明九年十一月十四日条、一一五～一一六頁。

(60) 『山科家礼記第三』文明九年十一月十七日条、一一七～一一九頁。

(61) 史料二『山科家礼記 第一』応仁二年一月二十七日条、三〇八～三〇九頁。

(62) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』七〇『山科家請取文書控』、前註(2) 酒井紀美氏参照、一三八頁。

(63) 『山科家礼記第三』文明九年十月九日条、一〇四頁。

(64) 前註(28)。

(本学文学研究科史学専攻博士課程前期課程)